

第二次「国と地方の協議」(平成24年秋) 新たな規制の特例措置 優先提案一覧

特区分	総合特区分名	提案事項名	整理番号	提案事項の具体的内容	政策課題	国と地方の協議【書面協議】 担当省庁の見解					国と地方の協議【書面協議】 指定自治体の回答					内閣府記載欄	
						回数	担当省庁・担当課	根拠法令	対応	実施時期	スケジュール	理由・根拠となるデータ・法令解釈・条件 / 代替案の内容とその妥当性・論点など	対応の但し書き	対応	理由等		
地域27	競争力と持続力を持つ交流モデルの構築	農地転用許可の緩和	2011	総合特区指定エリア内において6次化関連施設(農産物直売所、加工場、農家レストラン、農家民宿、研修所、事務所、駐車場等)を整備する計画であるが、現状はどちらにも農振農用地内であり、農用地区域からの除外後に農地転用をしないことは、規制緩和の考え方としては、農振農用地の真ん中であっても上記の農産物直売所等を整備する場合は、農振農用地から除外せずに施設の整備ができる規定(農振法第3条第4項の農林水産省令(農振法施行規則第1条)で定める農業用施設、農業振興地域制度に関するガイドラインに示す施設)を適用し、施設整備ができるような緩和措置(施設の追加)が必要と考える。 現状では畜舎、畜舎、温室、農産物集出荷施設、農産物貯蔵施設等は農林水産省令で定める施設に認められているが、農村レストラン、農家民宿、研修所等は認められていない。また、直売所、加工場についても「主として、自己の生産する」と一定の要件が課されており、本市が目指す市内全域をネットワークとする6次化を推進する上ではボトルネックとなる。(上記のとおり農業用施設の定義を拡大することにより、農用地区域から除外する必要がなく、他の用途への転用が防止でき、農振農用地が確保される。)(また、用地の賃借料については、全計画エリアを農地の場合の賃借料を基準に賃借することで地権者の同意を得ており、転用される部分との区別はしていない。 なお、上記の緩和措置がされた場合であっても、自ら利用する200㎡以上の農地に農業用施設をつくる場合は農振農用地のまま転用許可が必要になっているが、この面積要件も外してもらいたい。 また、上記の規制緩和が認められない場合については、6次化を目的とする総合特区であるため、6次化関連施設については農振農用地の真ん中であっても農用地区域からの除外及び農地転用ができることとしていただきたい。特に里山に整備する農村レストランや農家民宿については農村風景がポイントとなるため、あえて農村エリア(農用地区域内)に設置することが必要と考える。	現在、南アルプスインターチェンジ南地区に農業6次化関連施設(農産物直売所、加工場、農家レストラン、農家民宿、研修所、事務所、駐車場等)を、里山エリアに農家レストランと農家民宿を整備する計画であるが、現状はどちらにも農振農用地内であり、農用地区域からの除外後に農地転用をしないことは、規制緩和の考え方としては、農振農用地の真ん中であっても上記の農業6次化関連施設を整備する場合は、農振農用地から除外せずに施設の整備ができる規定(農振法第3条第4項の農林水産省令(農振法施行規則第1条)で定める農業用施設、農業振興地域制度に関するガイドラインに示す施設)を適用し、施設整備ができるような緩和措置(施設の追加)が必要と考える。 現状では畜舎、畜舎、温室、農産物集出荷施設、農産物貯蔵施設等は農林水産省令で定める施設に認められているが、農村レストラン、農家民宿、研修所等は認められていない。また、直売所、加工場についても「主として、自己の生産する」と一定の要件が課されており、本市が目指す市内全域をネットワークとする6次化を推進する上ではボトルネックとなる。(上記のとおり農業用施設の定義を拡大することにより、農用地区域から除外する必要がなく、他の用途への転用が防止でき、農振農用地が確保される。)(また、用地の賃借料については、全計画エリアを農地の場合の賃借料を基準に賃借することで地権者の同意を得ており、転用される部分との区別はしていない。 なお、上記の緩和措置がされた場合であっても、自ら利用する200㎡以上の農地に農業用施設をつくる場合は農振農用地のまま転用許可が必要になっているが、この面積要件も外してもらいたい。 また、上記の規制緩和が認められない場合については、6次化を目的とする総合特区であるため、6次化関連施設については農振農用地の真ん中であっても農用地区域からの除外及び農地転用ができることとしていただきたい。特に里山に整備する農村レストランや農家民宿については農村風景がポイントとなるため、あえて農村エリア(農用地区域内)に設置することが必要と考える。	農業者が農用地区域内の農地に主として自己の生産する農畜産物の加工施設や販売施設を設置しようとする場合には、市が当該農用地区域の用途の変更を行えば、当該変更後の用途に従って行われる農地転用については、農用地区域から除外せずに許可が可能である。 また、代替する土地がないこと、農用地の集団化及び農作業の効率化に支障がないこと、農業公共投資後8年未経過でないこと等の要件を満たす場合には、農用地区域からの除外が可能であり、除外後は、甲種農地や第1種農地であっても、御提案の諸施設については、基本的に、農地法施行令第10条第1項第2号イ及び農地法施行規則第33条等の規定により、農地転用許可を行うことが可能である。	本市が総合特区として指定された目的は市内全域をネットワーク化する「6次化特区」である。実現するためには提案させていただいた6次化関連施設(インターチェンジ付近の拠点施設のみならず里山エリアの農家レストランや農家民宿)の整備が必須である。 農畜産物の加工施設や販売施設についても自己の生産物の割合が50%を下回ることが想定されるので、農林水産省の見解のとおり、農用地区域から除外せずに整備することはできない。結果として直売所、加工施設のみならず、本市が考えている6次化関連施設は農用地区域からの除外を行ったうえで、農林水産省の見解のとおり、農地法施行令第10条(農地の転用の不許可の例外)、農地法施行規則第33条(地域の農業の振興に資する施設)の規定により農地転用を行い施設整備を行うことが、期間的にも手続き的にも適当と考える。現在6次化の専門部会を設置し、県の地域農政課の職員にも参加してもらって検討を重ねているが、拠点施設整備エリアについてはインターチェンジ周辺であり、本来的には第3種農地の位置づけになると考えており、農用地区域からの除外について県と調整を行っていただきたい。しかし、里山エリアについては、現時点では農用地区域からの除外について強い意見をいただいている。については、市内全域のネットワーク化という総合特区の目的を達成するためには里山エリアの農用地区域からの除外はキーポイントとなりますので、里山エリアにおける農家レストランや農家民宿の整備については、全体計画を見通した上で、再度協議をさせていただきたい。	農林水産省農村振興局農村計画課	農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項	C					b		農林水産省からは代替案が示されているが、県との調整の状況から、自治体は里山エリアでは農振除外を行うことが困難であり、里山エリアにおける農家レストランや農家民宿の整備は難しいと判断している。自治体側が提案する全体計画の提示を踏まえて、提案内容の実現に向けて検討すべき具体的な事項等について引き続き協議を行うこと。
					2012	南アルプス(周辺)総合特区事業の重点事業である6次化ネットワークの拠点施設整備を計画しているが、現在は農振農用地区域内である。 インターチェンジ周辺(300m以内)の農地については、本来的には第3種農地(市街地化の傾向が著しい)の位置付けである。農振農用地内であっても高速道路が新設され、状況変化が明らかになる場合は、農用地区域からの除外要件を緩和することが適当である。	未線引きの農地に高速道路のインターチェンジが設置された場合には、付近(300m以内)の農地は第3種農地の位置づけとなり、農振農用地とはならない。一方で農振農用地内であってもインターチェンジは農地転用の制限の例外として設置が可能であるが、設置後の近隣農地については農振農用地から除外するためには優良農地と同じように農振法13条2項の5要件をクリアしなくてはならない。不可抗力的なインターチェンジの設置に伴う周辺状況の変化に関わるものについて一律の制限のもとに農用地区域に置くことは合理的ではないと考える。 具体的には、農振除外の要件として法第13条第2項第1号で「農用地区域以外の区域内の土地をもつて代えることが困難であると認められる」とあるが、条文のとおり解釈すると、市内には農用地区域以外の農地が存在する状況である。しかし、交流6次化モデルの構築特例を、目指している南アルプス市としては、南アルプス市の中心であり、玄関口である南アルプスインターチェンジの周辺に拠点施設を整備し、本市の活性化を図る必要がある。このエリアの一部を農用地除外エリアにすることで優良農地への影響はない。総合特区の申請でも示したように3ha(遊休農地化しているエリア)であり、むしろ6次化施設を整備することにより、遊休化した3haの農地の有効活用が図られると考える。	農業者が農用地区域内の農地に主として自己の生産する農畜産物の加工施設や販売施設を設置しようとする場合には、市が当該農用地区域の用途の変更を行えば、当該変更後の用途に従って行われる農地転用については、農用地区域から除外せずに許可が可能である。 また、代替する土地がないこと、農用地の集団化及び農作業の効率化に支障がないこと、農業公共投資後8年未経過でないこと等の要件を満たす場合には、農用地区域からの除外が可能であり、除外後は、甲種農地や第1種農地であっても、御提案の諸施設については、基本的に、農地法施行令第10条第1項第2号イ及び農地法施行規則第33条等の規定により、農地転用許可を行うことが可能である。	本市が総合特区として指定された目的は市内全域をネットワーク化する「6次化特区」である。実現するためには提案させていただいた6次化関連施設(インターチェンジ付近の拠点施設のみならず里山エリアの農家レストランや農家民宿)の整備が必須である。 農畜産物の加工施設や販売施設についても自己の生産物の割合が50%を下回ることが想定されるので、農林水産省の見解のとおり、農用地区域から除外せずに整備することはできない。結果として直売所、加工施設のみならず、本市が考えている6次化関連施設は農用地区域からの除外を行ったうえで、農林水産省の見解のとおり、農地法施行令第10条(農地の転用の不許可の例外)、農地法施行規則第33条(地域の農業の振興に資する施設)の規定により農地転用を行い施設整備を行うことが、期間的にも手続き的にも適当と考える。現在6次化の専門部会を設置し、県の地域農政課の職員にも参加してもらって検討を重ねているが、拠点施設整備エリアについてはインターチェンジ周辺であり、本来的には第3種農地の位置づけになると考えており、農用地区域からの除外について県と調整を行っていただきたい。過日の農林水産省との意見交換を踏まえ、インターチェンジ付近における農振除外(農地転用)について、農振法第13条第2項における5要件(特に第1号要件)を満たすことを確認させていただきたい。	農林水産省農村振興局農村計画課	農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項	C				d	
地域27	競争力と持続力を持つ交流モデルの構築	総合特区	2012	総合特区指定エリア内において6次化関連施設(農産物直売所、加工場、農家レストラン、農家民宿、研修所、事務所、駐車場等)を整備する計画であるが、現状はどちらにも農振農用地内であり、農用地区域からの除外後に農地転用をしないことは、規制緩和の考え方としては、農振農用地の真ん中であっても上記の農産物直売所等を整備する場合は、農振農用地から除外せずに施設の整備ができる規定(農振法第3条第4項の農林水産省令(農振法施行規則第1条)で定める農業用施設、農業振興地域制度に関するガイドラインに示す施設)を適用し、施設整備ができるような緩和措置(施設の追加)が必要と考える。 現状では畜舎、畜舎、温室、農産物集出荷施設、農産物貯蔵施設等は農林水産省令で定める施設に認められているが、農村レストラン、農家民宿、研修所等は認められていない。また、直売所、加工場についても「主として、自己の生産する」と一定の要件が課されており、本市が目指す市内全域をネットワークとする6次化を推進する上ではボトルネックとなる。(上記のとおり農業用施設の定義を拡大することにより、農用地区域から除外する必要がなく、他の用途への転用が防止でき、農振農用地が確保される。)(また、用地の賃借料については、全計画エリアを農地の場合の賃借料を基準に賃借することで地権者の同意を得ており、転用される部分との区別はしていない。 なお、上記の緩和措置がされた場合であっても、自ら利用する200㎡以上の農地に農業用施設をつくる場合は農振農用地のまま転用許可が必要になっているが、この面積要件も外してもらいたい。 また、上記の規制緩和が認められない場合については、6次化を目的とする総合特区であるため、6次化関連施設については農振農用地の真ん中であっても農用地区域からの除外及び農地転用ができることとしていただきたい。特に里山に整備する農村レストランや農家民宿については農村風景がポイントとなるため、あえて農村エリア(農用地区域内)に設置することが必要と考える。	現在、南アルプスインターチェンジ南地区に農業6次化関連施設(農産物直売所、加工場、農家レストラン、農家民宿、研修所、事務所、駐車場等)を、里山エリアに農家レストランと農家民宿を整備する計画であるが、現状はどちらにも農振農用地内であり、農用地区域からの除外後に農地転用をしないことは、規制緩和の考え方としては、農振農用地の真ん中であっても上記の農業6次化関連施設を整備する場合は、農振農用地から除外せずに施設の整備ができる規定(農振法第3条第4項の農林水産省令(農振法施行規則第1条)で定める農業用施設、農業振興地域制度に関するガイドラインに示す施設)を適用し、施設整備ができるような緩和措置(施設の追加)が必要と考える。 現状では畜舎、畜舎、温室、農産物集出荷施設、農産物貯蔵施設等は農林水産省令で定める施設に認められているが、農村レストラン、農家民宿、研修所等は認められていない。また、直売所、加工場についても「主として、自己の生産する」と一定の要件が課されており、本市が目指す市内全域をネットワークとする6次化を推進する上ではボトルネックとなる。(上記のとおり農業用施設の定義を拡大することにより、農用地区域から除外する必要がなく、他の用途への転用が防止でき、農振農用地が確保される。)(また、用地の賃借料については、全計画エリアを農地の場合の賃借料を基準に賃借することで地権者の同意を得ており、転用される部分との区別はしていない。 なお、上記の緩和措置がされた場合であっても、自ら利用する200㎡以上の農地に農業用施設をつくる場合は農振農用地のまま転用許可が必要になっているが、この面積要件も外してもらいたい。 また、上記の規制緩和が認められない場合については、6次化を目的とする総合特区であるため、6次化関連施設については農振農用地の真ん中であっても農用地区域からの除外及び農地転用ができることとしていただきたい。特に里山に整備する農村レストランや農家民宿については農村風景がポイントとなるため、あえて農村エリア(農用地区域内)に設置することが必要と考える。	農業者が農用地区域内の農地に主として自己の生産する農畜産物の加工施設や販売施設を設置しようとする場合には、市が当該農用地区域の用途の変更を行えば、当該変更後の用途に従って行われる農地転用については、農用地区域から除外せずに許可が可能である。 また、代替する土地がないこと、農用地の集団化及び農作業の効率化に支障がないこと、農業公共投資後8年未経過でないこと等の要件を満たす場合には、農用地区域からの除外が可能であり、除外後は、甲種農地や第1種農地であっても、御提案の諸施設については、基本的に、農地法施行令第10条第1項第2号イ及び農地法施行規則第33条等の規定により、農地転用許可を行うことが可能である。	本市が総合特区として指定された目的は市内全域をネットワーク化する「6次化特区」である。実現するためには提案させていただいた6次化関連施設(インターチェンジ付近の拠点施設のみならず里山エリアの農家レストランや農家民宿)の整備が必須である。 農畜産物の加工施設や販売施設についても自己の生産物の割合が50%を下回ることが想定されるので、農林水産省の見解のとおり、農用地区域から除外せずに整備することはできない。結果として直売所、加工施設のみならず、本市が考えている6次化関連施設は農用地区域からの除外を行ったうえで、農林水産省の見解のとおり、農地法施行令第10条(農地の転用の不許可の例外)、農地法施行規則第33条(地域の農業の振興に資する施設)の規定により農地転用を行い施設整備を行うことが、期間的にも手続き的にも適当と考える。現在6次化の専門部会を設置し、県の地域農政課の職員にも参加してもらって検討を重ねているが、拠点施設整備エリアについてはインターチェンジ周辺であり、本来的には第3種農地の位置づけになると考えており、農用地区域からの除外について県と調整を行っていただきたい。過日の農林水産省との意見交換を踏まえ、インターチェンジ付近における農振除外(農地転用)について、農振法第13条第2項における5要件(特に第1号要件)を満たすことを確認させていただきたい。	農林水産省農村振興局農村計画課	農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項	C				d		必要に応じて、国・県・市による調整の場を設け、自治体のスケジュールに合わせて具体的に調整を進めることで双方了解。 農林水産省は、自治体の要望の実現に向けて、農用地区域からの除外、農地転用等に関して、参考となる情報を積極的に提供するなど、幅広く相談に応じること。 調整を進める上で、自治体の要望にそぐわない事象が生じた場合には、改めて総合特区制度に基づいて再協議する。	

特区区分	総合特区名	提案事項名	整理番号	提案事項の具体的内容	政策課題	国と地方の協議【書面協議】 担当省庁の見解						国と地方の協議【書面協議】 指定自治体の回答		内閣府記載欄		
						回数	担当省庁・担当課	根拠法令	対応	実施時期	スケジュール	理由・根拠となるデータ・法令解釈・条件 / 代替案の内容とその妥当性・論点など	対応の但し書き		対応	理由等
地域 27	競争力と持続力を持つ交流6次化モデルの構築特区	農地転用許可の緩和	2013	南アルプスインターチェンジ南地区に計画している6次化ネットワーク拠点施設整備に伴う転用行為は、農業活性化のための事業展開であり、農業振興に資する目的であるので、転用面積に限らず許可権限を県知事とする。 (現行法上では、農地法第4条・5条において4haを超える農地転用は大臣許可、農地法(附則)において2haを超え4ha以下の農地転用は大臣協議が必要となっている。)	全体面積12haを6次化ネットワークの拠点施設として整備する計画であるが、概ねの面積(約8ha)については遊休農地の再生も含め農地として開発する予定である。残りの4ha程度を6次化関連施設として農業活性化のために転用する計画である。事業展開についても6次産業化法の認定を受ける事業者を予定しており、明らかに農業振興を目的としている。このように事業者が6次産業化法の認定を受けており、農業関連施設の整備が明らかになれば、転用の許可権者を県知事とすることも可能と考える。 県が農業振興に関連する施設の整備をする場合は農地法第4条第1項第2号において転用許可を要しないこととなっていることを考えると、市町村の計画について県が許可権者となることは妥当と考える。	1回目	農林水産省農村振興局農村計画課	農地法第4条・5条 農地法(附則第2項) 農地法施行令第7条第1項	C			農地は食料生産にとって最も基礎的な資源であることから、優良農地について、良好な状態を維持・保全し、有効利用を図ることが重要である。また、農地の確保と有効利用は、国土の保全等農業生産活動により生じる多面的機能の適切な発揮を図る上でも必要である。このため、規模の大きな農地の転用については、国の関与が必要である。これは既に事業者が地域資源を活用した新事業の創出等の観点から地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律第5条第1項の認定を受けている場合であっても同様である。 また、9月26日の実務者打合せにおいて、市から、提案の趣旨は手続に要する期間の短縮である旨説明があったところであるが、これについては、関係機関の具体的な調整の中で手続の迅速化を図ることが可能である。	a	農林水産省の見解のとおり現状の手続きを迅速に行いたいので、貴省のご支援をお願いしたい。	(コメント無)	内閣府整理
						2回目										